

愛知県の緊急事態措置等により7月から9月までの各月の売上が減少した町内の事業者へ交付金のお知らせ

▶ 問合せ 役場産業課



# 中小企業者等 事業者支援交付金

申請受付期間

11月15日(月)  
～ 4年2月28日(月)



▲町ホームページ

**対象要件** 下記の要件すべて満たしている事業者

- 1 中小法人等または個人事業者であること
- 2 本店または主たる事務所が町内にあること
- 3 3年6月30日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること
- 4 3年7月から9月のいずれかの月の売上が、元年または2年の同月より10%以上30%未満減少していること

**交付額** ※元年10月以降に開業している場合は、町ホームページまたは役場産業課でご確認ください

3年7月から9月の各月の売上額と令和元年または令和2年の同月の売上額を比較した売上減少額(100円未満は切捨て)を交付します。※1か月当たりの上限額 中小法人等：10万円 個人事業者等：5万円

減少割合 10%以上30%未満の 月はすべて 交付対象	3年7月売上	比較対象	元年7月売上	または	2年7月売上
	3年8月売上		元年8月売上	または	2年8月売上
	3年9月売上		元年9月売上	または	2年9月売上

## 必要書類

下記書類を役場産業課へ

申請方法：窓口申請か郵送申請

- 申請書兼請求書
  - 誓約書
  - 直近の確定申告書(写し)
  - 令和元年または令和2年の確定申告書(写し)
  - 令和3年7月～9月までの売上帳等の帳簿(写し)
  - 申請書に記入した口座の通帳(写し)
  - (中小法人等)履歴事項全部証明書(個人事業者等)氏名、生年月日、住所が確認できる書類
- 産業課窓口またはホームページからダウンロード

## 減少割合に応じた支援

国・県・町で対象となる支援策をご活用ください

